

## 【障害者控除対象者認定基準】

### 2. 特別障害者に準ずる方

| 区分                    |                               | 認定基準   | 申請時<br>添付書<br>類          |
|-----------------------|-------------------------------|--|--------------------------|
| 要介護認定<br>者            | 認知症の方                         | 要介護認定を受けている 65 歳以上の方で、当該認定に係る認定調査票および医師の意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅣまたはⅤ以上の方                           | 介護保険被保険者証の写し             |
|                       | 寝たきりの方                        | 要介護認定を受けている 65 歳以上の方で、当該認定に係る認定調査票および医師の意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が B または C の方<br>※寝たきりの状態が6カ月以上継続している方 | 介護保険被保険者証の写し             |
| 手帳の交付<br>を受けてい<br>ない方 | 知的障害者の重<br>度に準ずる方             | 知的障害者更生相談所等により重度の知的障害があると判定された 65 歳以上の方  | 左記に<br>係る判<br>定書の<br>写し  |
|                       | 身体障害者 1 級<br>または 2 級に準<br>ずる方 | 指定医の診断書に身体障害者 1 級～2 級相当に該当すると記載された 65 歳以上の方  | 身体障<br>害者手<br>帳申請<br>診断書 |

※1 寝たきり、または認知症以外の方(障害のある方)は、障害者手帳の交付申請中で、年内に交付が間に合わない人を原則とします。

※2 障害者控除または特別障害者控除は、市・県民税または所得税が課税されている場合に適用されます(税額が低くなります)。  
非課税の場合は適用されませんので、ご注意ください。